## 登校 許可書

新渡戸文化中学校·高等学校長殿

第 学年 組 氏名

生年月日 年 月 日

上記の者は、下記〇印学校伝染病が軽快し、かつ学校保健安全法(第十九条)の基準により、伝染病の予防上支障がないと認めたので登校を許可します。

出校停止期間 月日~月日(日間)

記

1. インフルエンザ 発熱した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

2. 百日咳 特有の咳が消失するまで、または又は5日間の適正な抗生物質

製剤による治療が終了するまで

3. 麻疹 解熱した後3日を経過するまで

4. 流行性耳下腺炎 耳下腺の腫張が消失した後5日を経過し、かつ全身状態が良好

になるまで

5. 風疹 発疹が消失するまで

6. 水痘 全ての発疹が痂皮化するまで

7. 咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで

8. 結核 伝染のおそれがなくなるまで

9. 腸管出血性大腸菌感染症 伝染のおそれがなくなるまで

10. 流行性角結膜炎 伝染のおそれがなくなるまで

11. 急性出血性結膜炎 伝染のおそれがなくなるまで

12. 髄膜炎菌性髄膜炎 伝染のおそれがなくなるまで

年 月 日

医療機関所在地及び名称